

在留カード及び特別永住者証明書の  
真正性確認を IC チップ読み取りで  
行うことを必須とする陳情



## 【件名】

在留カード及び特別永住者証明書の真正性確認を IC チップ読み取り  
で行うことを必須とする陳情

## 【趣旨】

茨城県は、不法就労と認定された外国人の数が全国で最も多く、全体の2割を占める不名誉な状況にある。このため、不法滞在者数も全国でトップレベルであると推定される。この理由は、茨城県では、必要な場面で在留カードや特別永住者証明書の確認を厳密に行っていないケースが多いこと、あるいは、在留カードや特別永住者証明書の確認を目視のみで行い、IC チップの読取による真正性確認を行っていないケースが他の都道府県に比べて多いためと考えられる。すなわち、茨城県では在留カードや特別永住者証明書の確認を軽視しているか、または偽造品が多く出回っている今日の状況にすぐわない対応をしているためと考えられる。したがって、茨城県ひたちなか市でもこのような状況が生じていることが懸念される。

住民登録窓口などには在留カードや特別永住者証明書の IC チップ読み取り機が設置されている。また、出入国在留管理庁からは、パソコン版とスマートフォン版の無料の IC チップ読み取りアプリが提供されて

いる。このため、ICチップ読み取りによる真正性確認は誰でも正確かつ容易に実施でき、業務効率の向上にも繋がる。そもそも、真正性を認証するために内蔵させたICチップを使用しないことが定常化しているならば、税金の無駄遣いになっていると言える。荒川区では、転入・転出・転居の全てで在留カードのICチップ読み取りが必須となった。

偽造の在留カードや特別永住者証明書を使用する不法滞在者の増加は、以下の問題を引き起こす。このため、確認手続きに関し、本陳述による具体的な改善が必要である。

(1) 治安の悪化：

偽造在留カードや特別永住者証明書を所持する外国人が犯罪に関与するリスクが高まる。これには、偽造文書の流通に関与する犯罪組織や、詐欺や窃盗などの犯罪が含まれる。

(2) 社会的信頼の低下：

偽造文書で不法滞在する外国人が増えると、外国人全体への社会的信頼が低下する可能性がある。これは、合法的に滞在している外国人に対する偏見や差別を助長する恐れがある。

(3) 労働市場の混乱：

偽造文書を使用して働く外国人は、適法な労働者と競合し、不正な方法で低賃金労働に従事することで労働市場に混乱を

もたらす。これは、日本人労働者や合法的な外国人労働者の雇用機会を減少させる可能性がある。

(4) 税収の減少：

偽造文書を使用して働く外国人は、正式に納税義務を果たしていない場合が多く、結果的に税収が減少する。

(5) 公共サービスの負担増：

偽造文書を所持する外国人が教育、医療、福祉などの公共サービスを不正に利用することで、これらのサービスに対する負担が増加する。

(6) 国際的な評判の悪化：

不法滞在者や偽造文書の取り締まりが不十分だと、日本の入国管理や治安体制に対する国際的な評価が低下する可能性がある。これは、国際的な協力や信頼関係に悪影響を与える。

よって、下記事項を陳情する。

記

- 1 茨城県ひたちなか市における在留カードや特別永住者証明書の確認は、目視ではなく本人の同意を得た上で、IC チップ読み取りで真正性確認をすることを必須とし、関係部署や機関、事業主（雇用主）

にその旨を通達すること。同時に、IC チップ読み取りを必須とすることの意義を説明し、IC チップ読み取りに必要な設備（IC チップ読み取り機またはアプリ）や具体的な確認方法に関する情報提供を行うこと。

- 2 在留カードや特別永住者証明書の IC チップ読み取りが実施されたことの確認、ならびに、提示者のプライバシー保護の観点から、IC チップ読み取り確認者を後日特定できない可能性がある場合には確認者の名前を記録することを必須とすること。同時に、関係部署や機関、事業主（雇用主）に、確認者は、提示者のプライバシーを尊重するよう通達すること。また、このことが確認作業の正確性を保証し、責任の所在を明確にするために必要であることを強調し、プライバシー尊重の重要性を確認者に理解していただくための情報提供も行うこと。

上記のとおり陳述書を提出します。

令和6年5月27日

陳情者



ひたちなか市議会議長 薄井 宏安 殿

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書

紹介議員           菺原 健           印



# 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

## 請願の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択し、国及び国会に意見書を提出するよう請願いたします。

## 請願の理由

- 1 やってもしない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。

このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

- 2 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それがえん罪被害を救済するためのとても重要な証拠となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。

しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。

このような不正義を放置しておくことはできません。

この点、再審における証拠開示について、平成28年（2016年）の刑事訴訟法改正の時にも指摘され、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示・・・について検討を行うものとする。」と規定され、それから約7年が経過しましたが、法制化の目処は全く立っておりません。

- 3 また、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（96歳）や袴田事件（87歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。

昨今、多く報道されております袴田事件では、昭和41年（1966年）6月



に発生した強盗殺人・放火事件で、袴田巖さんが逮捕され、捜査機関から自白を強要され、起訴され、昭和43年（1968年）に静岡地方裁判所で袴田さんに死刑判決が下され、昭和55年（1980年）、同死刑判決が確定しました。その後、袴田さんは昭和56年（1981年）、第1次再審請求を行い、平成20年（2008年）、第1次再審請求は棄却されました。同年、袴田さんの姉が請求人となり、第2次再審請求がなされ、この再審請求が認められ再審開始決定が確定したのが、昨年3月でした。

袴田事件では、最高裁判所においても、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」があることが認められている事件であるにもかかわらず、袴田さんは、逮捕されてから、拘留執行の停止により解放されるまで約47年間、継続して自由を奪われ続け、死刑が確定してから死刑執行の停止の決定まで約34年間、死刑執行の恐怖に晒され続けました。

再審公判で、無罪判決が下されない限り、袴田さんは、死刑囚の立場のままとなりますが、検察官は、昨年7月10日、袴田さんの再審公判で、有罪立証する方針を明らかにし、現在公判手続き中であり、袴田さんが雪冤を果たすのがいつになるか、未だ明らかになりません。

このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

- 4 日本弁護士連合会は、令和元年10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を採択し、令和5年2月17日付けで「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出し、同年6月16日に開催された定期総会において、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議を採択しました。

また、茨城県弁護士会においても、現在の再審法が改正されないという状況、

具体的事件で、再審法が改正されないことにより、えん罪被害者の救済がなされず、えん罪被害者の基本的人権が侵害され続けている現状を問題視し、令和5年6月26日に開催された定期総会において、再審法改正を求める総会決議を全会一致で決議しました。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

- 5 ここで、地方自治法99条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と定めております。

ひたちなか市の住民が安心して生活するために、当然、国家として必要な法整備をすべきところ、現在の再審法では、ひたちなか市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くこととなります。

とすれば、再審法改正を求めることは、ひたちなか市にとっても、ひたちなか市の住民が安心して生活をするという公益に関する事件に該当します。

- 6 以上の理由から、刑事訴訟法の再審規定（再審法）は速やかに改正されるべきであり、ひたちなか市議会において、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたします。

以 上

令和6年6月3日

請願者 茨城県弁護士会 会長 篠 崎 和 則

〒310-0062 茨城県水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館

電 話：029-221-3501

F a x：029-227-7747

ひたちなか市議会議長 薄 井 宏 安 様

# 再審法改正を求める意見書（案）

令和6年 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

ひたちなか市議会議長 薄 井 宏 安

地方自治法第99条の規定に基づき、国及び国会に対し、意見書を提出します。

## 意 見 の 趣 旨

「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ刑事訴訟法再審規定の速やかな改正を求めます。

## 意 見 の 理 由

- 1 えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在し、その結果、多くのえん罪被害者の救済が阻まれ、同被害者の基本的人権を侵害する危険を有しております。

- 2 地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体である本市にとっても、重大な問題です。

本市の住民が安心して生活するため、国家として必要な法整備をしていただかなければならないところ、現在の再審法では、本市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くこととなります。

- 3 そこで、本市議会は、再審法を改正し、再審請求事件の審理の適正を制度化し、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ再審法の具体的手続規定を設けるべきと考えます。

ゆえに、本市議会は、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を求め意見書を提出します。

以 上

令和6年6月27日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

総務生活委員会

委員長 井坂 章

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について